

中国国外で所得のある海外駐在員の 中国個人所得税申告について

November 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

日本課税当局による他国課税当局との協調

先月末の日経新聞において、日本税務当局は今年9月に世界各国64か国・地域より現地での金融機関口座情報55万件を入手したとの報道がなされました。また、同時に58か国・地域に対して9万件の情報を提供したものとされています。

このことは、各国税務当局間の情報交換が急速に進んでいることを示すものといえるでしょう。これは日本においては、今年度より開始されたAEOIという制度に基づき実施がなされたものです。

AEOI とは？

AEOI (Automatic Exchange of Information : 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度) とは、各国課税当局間の自動的情報交換にかかわる基準であり、米国における FACTA (Foreign Account Tax Compliance Act) と同様の仕組みを多国間協定の枠組みとして導入することを目的としたものです。

これらの制度を理解するためには、次のような、近年における税務目的を含む国際的な情報の透明性及び交換性に対する要請の著しい高まりについての理解が必要です。

これらには、大きく分けて BEPS の流れと、銀行情報開示の流れがあるものといえ、また、これらは相互に密接に絡み合い、一つの大きな政治的な情勢を形成しているものともいえます。

それぞれの流れはともに、各国政府及び EU、OECD、国連等の国際組織が協力し、企業及び個人の経済的活動にかかわる仕組みである点において共通している一方で、前者は各国間の課税権の調整を主要な目的とするものであるのに対して、後者は、情報について各国で交換し、その透明性を高めることにより、税制だけでなく、それ以外の不正、テロ資金、マネーロンダリング等の防止にも間接的に関連するものである点において相違しているものともいえます。

銀行情報開示の流れについては、以上のような枠組みによりその推進がなされているが、そもそもの大きな発端は、2008 年に米国と欧州各国を巻き込む一大スキャンダルとなった UBS 事件であり、これを契機として、銀行情報の機密性が脱税の温床として使用されることに対する国際的な批判が巻き起こり、翌 2010 年には、米国は独自に FATCA を打ち出し、各国の金融機関に対して対応を迫るようになりました。

その後、各国が FATCA への対応について米国と合意したことを背景として、2012 年 OECD は、多国間及び二国間の自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手し、2013 年 9 月 G20 首脳会議において、OECD による国際基準の策定を支持するとともに、2014 年中ごろまでに自動的情報交換の技術的様式を完成させることとし、また、グローバル・フォーラムに自動的情報交換の新国際基準の実施の監視及びレビューにかかわるメカニズムの確立を要請することとなりました。

これを受け、2013 年 11 月グローバル・フォーラムは、国際基準による自動的情報交換に関する相互審査を実施することについて合意し、2014 年 1 月には OECD 租税委員会が CRS (Common Reporting Standard) を承認し、同年 2 月に OECD から公表されたものについて、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が支持するものとなりました。

以上のように、銀行情報の秘匿性を有する地域に対する世界各国からの情報開示の圧力は近年著しく高まっており、これを受けて、タックスヘイブンと呼ばれる法域についても、租税情報交換協定の締結数は格段に増加することになっています。

各国で求められる金融口座情報の取得

ここでは、各国が国内法を整備し相手国の請求がなくても自動的に報告できるようにすることを想定されており、納税者本人の属性や納税者番号、口座残高や年間受取総額などの報告が必要なため、番号を含めた本人確認手法を確立すると同時に、各国の国内法の整備なども必要となっています。

従って、既に日本課税当局は自国の金融機関に対して、当該情報交換を実施するために、新規口座については口座開設者からの自己宣誓書により居住地国を特定し、既存口座については、以下の手続きを実施することにより居住地国を特定することを要求していました。

【低額口座（残高 100 万ドル以下）】

以下のいずれかの方法を実施して居住地国を特定する。

- ・ 公的証明書等により確認された現住所の記録による特定
- ・ 金融機関が管理する顧客情報の電子的記録検索

【高額口座（残高 100 万ドル超）】

以下の全ての方法を実施して居住地国を特定

- ・ 金融機関が管理する顧客情報の電子的記録検索
- ・ 金融機関が管理する紙媒体の顧客情報の検索
- ・ リレーションシップマネージャーからの聴取

また、中国においても同様に今年 2018 年 9 月から AEOI が実施されており、既に昨年 7 月より中国金融機関は新規口座について調査を開始し、今年 5 月末までに課税当局に対して情報を送付するように要請していました。これらの情報を受け中国課税当局は 9 月に 57 か国・地域との間で情報交換を実施したものとされています。

2018 年度の申告について

これらの AEOI の根拠となる「MULTILATERAL COMPETENT AUTHORITY AGREEMENT ON AUTOMATIC EXCHANGE OF FINANCIAL ACCOUNT INFORMATION」については、「税務行政執行共助条約（The Multilateral Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters）」批准国である日本及び中国間でも実施されているものといえ、配当、利息等を有する中国駐在員の方については、今年度の申告からは十分な注意が必要となるといえるでしょう。

また、同時に、日本企業におけるコンプライアンス重視の姿勢は、企業全体だけでなくそこに勤務する役員及び従業員についても強く求められるようになりつつあります。従って、これまで以上に駐在員の方々は駐在地国における税法コンプライアンスにも注意を払わなければならなくなっています。

このことは国外所得の申告について、金額の多寡の問題ではなく、所得がある限りにおいては申告をすべきということの意味するものといえるでしょう。

しかしながら、一方で、個人情報、人事面、税金負担計算等様々な意味でこれを雇用者に開示することには多くの問題を発生させる可能性があるものともいえ、可能な限り個人レベルで給与以外の所得についての税務関係処理が求められることがほとんどのケースといえるでしょう。

とはいうものの、現実問題として、そもそもが専門分野である税法について、日本でならまだしも、現地法令で、かつ、国際税務の考え方を踏まえつつ、さらに実務的な申告書記載方法を理解するということは、困難極まりないものであるともいえ、今後は、これらのコンプライアンスに従おうとする駐在員の方々の問題を解決していくことが求められるでしょう。

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn